

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 9 月 2 日

午後 4 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 21 号議案 令和 2 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
- 日程 2 第 22 号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について
- 日程 3 第 23 号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について
- 日程 4 第 24 号議案 名古屋市指定文化財の指定について
- 日程 5 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定について
- 日程 6 令和元年度一般会計補正予算について
- 日程 7 名古屋市総合計画 2023 について
- 日程 8 契約の締結について
- 日程 9 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
- 日程 10 第 25 号議案 名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

船津 静 代 委 員

小嶋 雅 代 委 員

西淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 31 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

まず、本日の議事についてですが、新たに「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」を追加させていただきたく存じます。それに伴い、審議の順番を入れ替え、日程第 10「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」を日程第 9 とし、以降の日程を繰り下げたいと思います。

次に、議事日程第 5「名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定につい

て」から変更後の日程第 10「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても日程第 5 から日程第 9 は議会に上程されるまで非公開、日程第 10 については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

ではこれより、日程第 1 第 21 号議案「令和 2 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(橋本教職員課長)

第 21 号議案「令和 2 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」につきまして、ご説明申し上げます。議案の 3 枚目別表をご覧ください。

この表には園ごとの募集人員が記載してございます。3 歳児の募集人員が 40 人となっているところは 2 学級、25 人となっているところは 1 学級の募集となります。

4 歳児につきましては、園児の学級数が備考 2 に書いてございます。また、備考 3 にありますように、3 歳在園児の進級者も含め、1 学級につき 35 人まで受け入れることができるとして募集いたします。

備考 1 をご覧ください。昨年度から導入したきょうだい特例についての記載がございません。

また、備考 1 の最後の行には、21 日の公開抽選が暴風警報等が発令された場合に、23 日に延期する事が記載されております。

それでは 4 枚目をご覧ください。3 歳児の募集に関しましては、名古屋市立幼稚園の今後のあり方に関する実施計画に従いまして、報徳幼稚園とはとり幼稚園の募集を停止とします。4 歳児の募集人員・学級数につきましては、昨年度と同じ数で変更点はございません。

最後に日程などについてご説明いたします。2 枚目名古屋市立幼稚園園児募集要項をご覧ください。

「3 願書受付」にありますように、募集期間は 10 月 8 日の火曜日から 10 月 11 日の金曜日までの 4 日間とし、「4 入園面接」に記載のように各幼稚園での面接を 10 月 16 日の水曜

日、17日の木曜日に実施いたします。なお、募集人員を超える応募があった場合には、「5抽選」のように10月21日に公開抽選を行い、入園予定者を決定いたします。

以上、令和2年度名古屋市立幼稚園園児募集要項につきまして、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第1第21号議案「令和2年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第2第22号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

第22号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について」をご説明いたします。

これは、6月市会において、名古屋市立学校の授業料等に関する条例を一部改正し、市立幼稚園の授業料を無償化したことから、名古屋市立幼稚園園則の授業料に関する規定を削除し、あわせて名古屋市立幼稚園授業料減免等規則を廃止するものでございます。

施行期日は、令和元年10月1日でございます。ただし、同年9月までの分の授業料で減免の取消し及び追徴の必要があるときは、なお従前の例によることとします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第2第22号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第3第23号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、8月9日の教育委員会定例会において協議題としてご意見をいただき、また、法律の規定に基づきまして、資料1ページ目にご紹介しております4名の学識経験者の方からもご意見をいただきました。

そのいただいたご意見も含め、最終報告書の案として、今回まとめさせていただきました。お手元の報告書の103ページまでは、前回ご協議いただきました、教育委員会として行った点検及び評価の部分です。

また、有識者の方からいただいた意見をまとめておりますのが、104ページからの「学識経験者による意見」となります。ここでは学識経験者による意見を教育振興基本計画の構成に従いまして、5つの基本的方向ごとに取りまとめ、記載しております。

基本的方向(1)「『なごやっ子』の資質と個性を育む“学び”の提供」では、105ページにありますように「アクティブラーニングの実施」や「人権教育の必要性」、106ページに参りまして、「障害のある児童生徒への対応の充実」などのご意見をいただきました。

107ページからの基本的方向(2)「教員の資質向上と、教育環境の整備」では、「校務支援ソフトの改善」、「教員の研修機会の充実」。108ページに参りまして「教員の多忙化解消」などのご意見をいただきました。

108ページからの基本的方向(3)「子どもの育ちと針路を応援する体制づくり」では、「なごや子ども応援委員会と他の機関との連携」。109ページに参りまして、「いじめ対策の充実」、「多文化共生への教育の推進」などのご意見をいただきました。

110ページの基本的方向(4)「学校・家庭・地域の連携」では、「子どもたちが実体験を積むための学校と地域の連携」、「地域の担い手の創出」などのご意見をいただきました。

111 ページからの基本的方向(5)「生涯を通じた学びの支援」では、「なごや学マイスター制度等で学んだ成果を活かそうとじてもらうことへの課題」、「幼少期から読書に親しむ重要性」、112 ページにまいりまして「図書館と博物館、美術館などの生涯学習施設の連携による学びのサイクルの創出」などのご意見をいただきました。

そして、113 ページから第 2 期名古屋市スポーツ推進計画にかかる学識経験者による意見を記載いたしております。

これらのご意見につきましては、教育委員会としての点検及び評価とともに、今後の教育行政の推進にあたり、役立てることができるよう参考にしてまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては、9 月下旬に議会へ報告いたしますとともに、名古屋市公式ウェブサイトや市民情報センターにおいて、市民の方にも公表する予定でございます。

簡単ではございますが、説明は、以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

細部に渡りますので、今後の議論の参考にしていきたいと思います。

特にご意見もないようですので、日程第 3 第 23 号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 4 第 24 号議案「名古屋市指定文化財の指定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(片岡文化財保護室長)

それでは、第 24 号議案についてご説明をさせていただきます。

本件は、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第 2 条第 1 項の規定によりまして、

名古屋市指定有形文化財を指定するものでございます。対象は2件ございまして、1件は名古屋市西区にあります新福寺が所有しております「木造薬師如来坐像」、もう1件は名古屋市守山区にあります龍泉寺が所有しております「木造馬頭観音および熱田大明神・天照皇太神立像（附 千体仏）」いずれも種別としては、彫刻でございます。両件ともに、さる7月26日に開催されました名古屋市文化財調査委員会におきまして、名古屋市指定有形文化財の指定を可とする答申をいただきまして、本日の議案としたものでございます。

資料2ページから10ページにかけまして、その答申書をつけてございますが、その内容が非常に専門的な用語が出てきまして、難しくなっておりますので、別途概要をとりまとめた資料をご用意し、それを用いてご説明申し上げたいと思います。

1件目の新福寺が所有しております「木造薬師如来坐像」についてですが、11ページに概要資料がありまして、12ページに写真がございます。そちらをご覧くださいと思います。高さ45.3cmと小ぶりの像でございます。材質と技法につきましては、ヒノキを材料とした一木造り。一木造りというのはですね、像の全体又は主要な部分を一本の材木から彫り出したものでございます。

概要資料の指定理由のところがございますように、頭部の細かい螺髪、螺髪というのは髪型のことです。なだらかな体形、穏やかな顔つき、彫りの浅い衣文、こういった作風につきまして、平安時代の代表的な仏師である定朝という方の影響がみられる作品になっております。この像自体の作者は明らかではございませんけども、これらの特徴から12世紀前半の作例とみられ、市内に残る数少ない平安後期の仏像として貴重なものでございます。

また、この新福寺は江戸時代、慶長19年の洪水の際に、もともとは庄内川の中洲にあったものが、現地に移転したと伝えられておりますが、創建は奈良時代に行基により開かれたもので、かつては大伽藍十二坊を要した大変大きなものと伝えられております。本像が、旧新福寺のいずれかから伝来したと考えられ、当地域の歴史的形成を考える上で、核となる貴重なものでございます。

次に、2件目の龍泉寺の「木造馬頭観音および熱田大明神・天照皇太神立像（附 千体仏）」でございます。いわゆる円空仏でございます。この地域に数多く残るものの中でも、代表作の一つでございます。こちらは13ページに概要の資料が、14ページに写真がそれぞれありますのでご覧いただきたいと思います。

こちらにもヒノキを材料とした一木造り、高さはそれぞれ、馬頭観音立像が113.9cm、熱田大明神立像が101.7cm、天照皇太神立像が101.6cm、附である千体仏、附というのは、本体の附属物であって一体として文化財を構成するもののことを言います。この千体仏は3.5～4.8cmの小さなもので、合計で535点ございます。

指定理由のところにもございますように、本像は、円空の満44歳時の作品でございます。このことは像の背面の墨書きからわかりますが、その時分は円空が修行者としても、あるいは仏像の製作者としても確立期に入った時期にあたりまして、本像は壮年期の代表作と

位置付けられております。

また、この三像の配置、すなわち馬頭観音を真ん中に熱田大明神を向かって右に、天照大神と一緒に天照皇太神を向かって左に配置する構成、14ページの写真の上のところになりますけれども、構成が円空独自のものをごさいます、その思想を解明する上で重要なものをごさいます。説明は以上をごさいます。

本日ご承認をいただきましたら、指定日につきましては、令和元年9月9日月曜日とし、告示によって行うとともに同日付けで記者クラブへ情報提供を行うことを予定しております。

また、今回の指定によりまして、名古屋市指定文化財の総数は126件、このうち本件と同様の彫刻につきましては、7件となりますことを申し添えます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(西淵委員)

指定に異論があるわけではないのですが、新福寺は僕も次長もよく遊んだお寺なんです、こういうところにこんな貴重なものがあることをまったく知らなかったのですが、指定されると、なにか文化庁も保存だけではなく、活用ということをいっているのですが、何か高札みたいなものが立ったり、或いは高札の前に、副読本を作った張本人ですが、QRをかざすといわれが出てくるとか、っていうような事ってあるんですか。

(片岡文化財保護室長)

この新福寺というお寺はですね、現在、自由に拝観することができず、関係者以外は立ち入り禁止と書かれている状況をごさいます、今、委員ご指摘のように、文化財指定されますと、それを活用することは大きなテーマになってくるわけですが、今回の新福寺の木造薬師如来坐像に限って言えば、ただちに現地で見られるということは、今後の課題かなというふうに思っております。

こちらのお寺はこれとは別に既に教育委員会で作っております史跡名勝標札というのがお寺の前に立ってごさいますので、それでこのお寺の由来というか、そういったことについては少し市民の方に見ただけの状況になっております。

(鈴木教育長)

よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、日程第4第24号議案「名古屋市指定文化財の指定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 5 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 4 時 39 分終了